

青森県における消費者教育

◆ 目 次 ◆

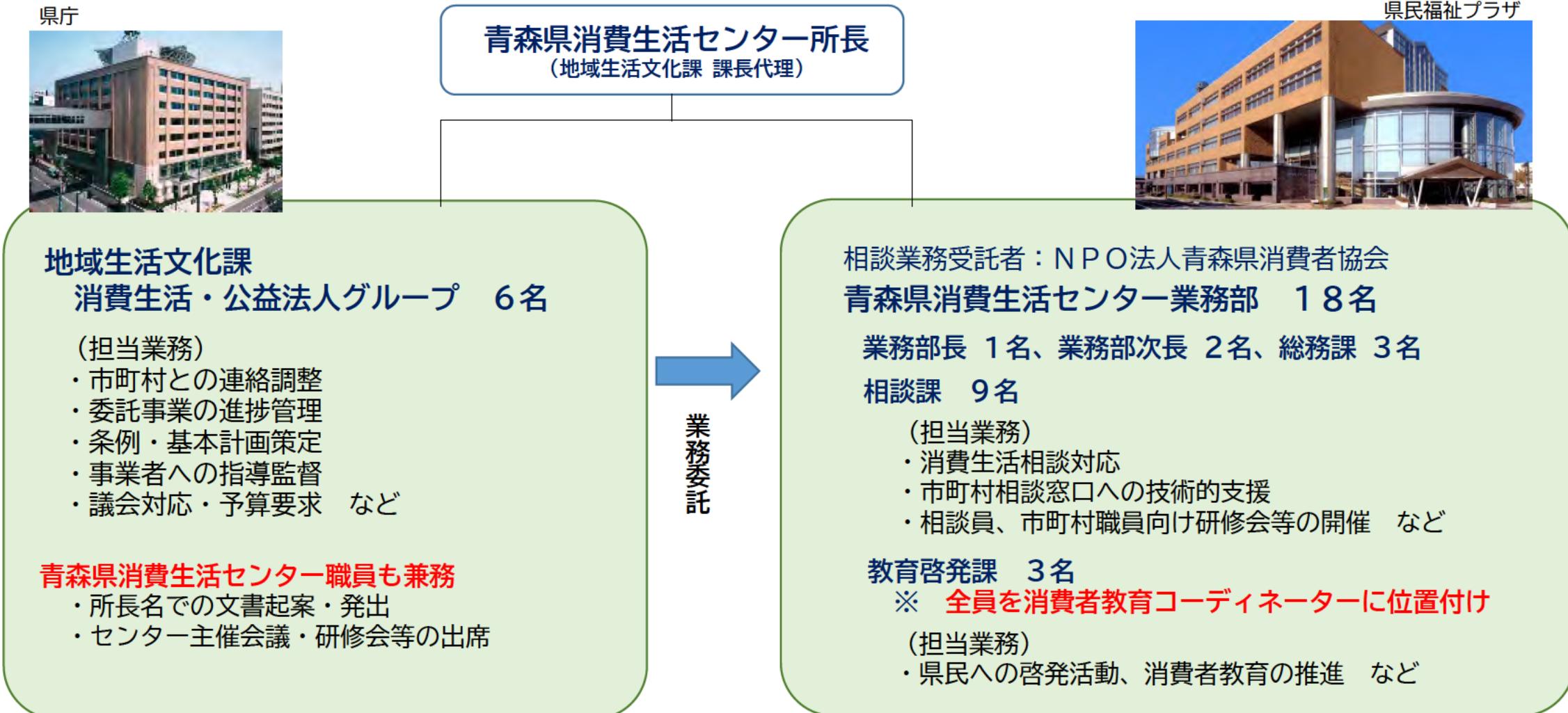
- | | |
|----------------------------|--------------|
| 1 青森県消費生活センター組織図 | · · · · · P1 |
| 2 消費者教育・啓発の主な取組 | · · · · · P2 |
| 3 消費者教育コーディネーターの活動 | · · · · · P3 |
| 4 ライフステージや場の特性に応じた消費者教育の推進 | · · P5 |
| 5 既存のネットワークを活用した消費者教育の推進 | · · · · P6 |
| 6 県内市町村における消費者教育に係る取組への支援 | · · · · P8 |



青森県消費生活センター
マスコットキャラクター
テルミちゃん
TEL ME

青森県交通・地域社会部地域生活文化課
消費生活・公益法人グループマネージャー
石塚 雄士

1 青森県消費生活センター組織図



※ 本県では、**青森県消費生活センター**のほか、地域の**中心市**（青森市、弘前市、八戸市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市）が設置する**7つの消費生活センター**が、周辺市町村の住民からの相談を受け付ける**広域連携体制**を構築

2 消費者教育・啓発の主な取組

○ 出前講座の開催

学校、市町村、公民館、社会福祉協議会などからの依頼により講師を派遣し、消費生活に関する講座を開催

※ 講師は青森県消費生活センターの教育啓発課職員が担当

寸劇付きの場合、「消費生活大学院」（青森県消費者協会事業）で学ぶグループの有志が演者を担当

令和6年度実績：66回実施

2,811人受講 [中学・高校：7回、825人／大学等：1回、136人／地域：58回、1,850人]

○ 消費生活大学講座の開催

多様化する消費生活に消費者自らが主体的・合理的に対応し、行動するために必要な知識を継続的に学習する連続講座を開催

・会場 県民福祉プラザ 県民ホール

・対象者 消費者問題に関心があり、学習意欲のある方

・アーカイブ配信 開催後3日後から2週間

〔 令和6年度実績：6回実施 参加者数：延べ625人 〕

○ 消費生活情報誌の発行

消費者トラブル未然防止のための啓発や消費者関係法令等の改正その他消費生活に関する情報を掲載した消費生活情報誌「消費者情報あおもり」を発行

※ 年2回（6月／12月） 各1万2千部 発行

○ WEBサイトや各種SNSを活用した情報提供

青森県消費生活センターウェブサイトやFacebook・LINE・YouTubeによる情報提供



3 消費者教育コーディネーターの活動

(1) 消費者教育コーディネーター配置に至る経緯

- ・ 青森県消費生活センターの業務は平成16年度からNPO法人青森県消費者協会に委託して実施
- ・ 県センターの業務は、当初、苦情相談対応業務が中心だったが、**啓発活動や消費者教育のウエイトが増加**
- ・ **消費者教育推進計画の性格も併せ持つ**第3次青森県消費生活基本計画の策定（平成28年度）
→ 幼児期から高齢期までの各段階に応じた、**体系的な消費者教育に取り組むことを明記**
- ・ 同時期に、**学校における消費者教育推進の取組を開始**
→ **学校や県教委をはじめ、様々な機関と連携する必要性が増加**

(2) 消費者教育コーディネーターの役割等

- ・ 県センター業務部の**教育啓発課3名を消費者教育コーディネーターに位置付け** → 課長（1名）+課員（2名）
※ 職員の退職により、築き上げたネットワークや関係性が希薄になることを避けるため、複数人配置。
- ・ 主な担当業務：教育啓発（研修会や講座等）に係る企画及び調整、各種広報媒体を活用した啓発等
- ・ 現在配置職員の主な経歴：民間企業、消費生活相談員



3 消費者教育コーディネーターの活動

(3) 外部委託によるメリット

- ・ 外部環境の変化に対応しやすい → 新型コロナウイルス感染症への対応などでも柔軟性を発揮
- ・ 行政内部の人材だけでは得にくい、民間企業などでの様々な経験を有する人材による事業の推進
- ・ 担当者が2～3年で交替しないことにより、連携先との関係性の継続・強化がしやすい



(4) 活動実績等

前啓発担当課長は、中学校教諭・県教育庁スポーツ健康課長・特別支援学校長を歴任し、県教育委員会に太い人脉を有していたことから、県が令和5年度まで国交付金を活用し実施していた、学校（中学校・高等学校・特別支援学校・大学）における消費者教育推進事業において、学校関係者との連絡調整が円滑に行えた。

その際構築した各学校との関係性は現在も維持され、県内の特別支援学校から出前講座の依頼があった際、生徒の理解促進のために大学生が寸劇を演じることとし、消費者教育コーディネーターが特別支援学校と大学の間で調整を行うなどし、出前講座の開催に至った。

(5) 今後の活動の方向性

今後も、現在の消費者教育コーディネーター配置数を維持し、これまでに築き上げた学校等とのネットワークや、関係性を維持して、積極的かつ効果的な消費者教育・啓発の展開のために活用していきたいと考えている。

4 ライフステージや場の特性に応じた消費者教育の推進

○ 学校における消費者教育の推進（令和5年度まで実施）

- ・中学校
- ・高等学校
- ・特別支援学校
- ・大学

○ 子育て世代に向けた消費者教育の推進

就学前の子どもを持つ親を中心とした**子育て世代**の意識啓発を図るため、効果的な情報発信や普及啓発のための手法、啓発資料の内容等について検討のうえ、啓発資材等を作成・配布するとともに、SNSを活用した啓発を実施

〔令和6年度実績 作成動画本数5本 各16～20万回再生〕



○ 消費生活情報ネットワークの構築

職域における消費者教育推進等のため、事業者団体等の協力を得て、事業所の従業員等に、県等が提供する消費生活に関する情報を伝えるネットワーク（消費生活情報ネットワーク）を構築

〔R7年3月時点 68団体（1,333事業所）登録〕

登録団体に「消費生活情報ネットワーク通信」（月1回作成）を送付し、各事業所で掲示・呈覧等してもらうことで、従業員へ消費者トラブル事例等を周知

5 既存のネットワークを活用した消費者教育の推進

(1) 青森県消費者トラブル防止ネットワーク会議

- ・ 消費者被害の未然防止と救済のための情報交換や事例検討等を行う会議を年4回開催
- ・ 同ネットワーク会議は、令和元年12月から消費者安全法に基づく消費者安全確保地域協議会に位置付け
- ・ 構成団体は、県弁護士会、県司法書士会、青森県警、社会福祉協議会など41の関係機関・団体等

(2) 青森県消費者教育連絡協議会

- ・ 本県における消費者教育に関する行政機関等の連絡調整及び協議を行うため、平成18年度に設置
- ・ 構成課は、①青森県こども家庭部県民活躍推進課、②青森県交通・地域社会部地域生活文化課、③青森県消費生活センター、④青森県教育庁学校教育課、⑤青森県教育庁生涯学習課、⑥青森県金融広報委員会
- ・ 令和5年度をもって、学校における消費者教育推進事業（交付金活用事業）が終了したが、引き続き学校等における消費者教育を推進するため、本協議会を活用し、年1回、学校等における消費者教育推進のための情報交換等を行っている
- ・ 本協議会で協議を行った「若者向け消費者トラブル等に関する動画一覧」を昨年12月、県内高等学校及び特別支援高等部に送付

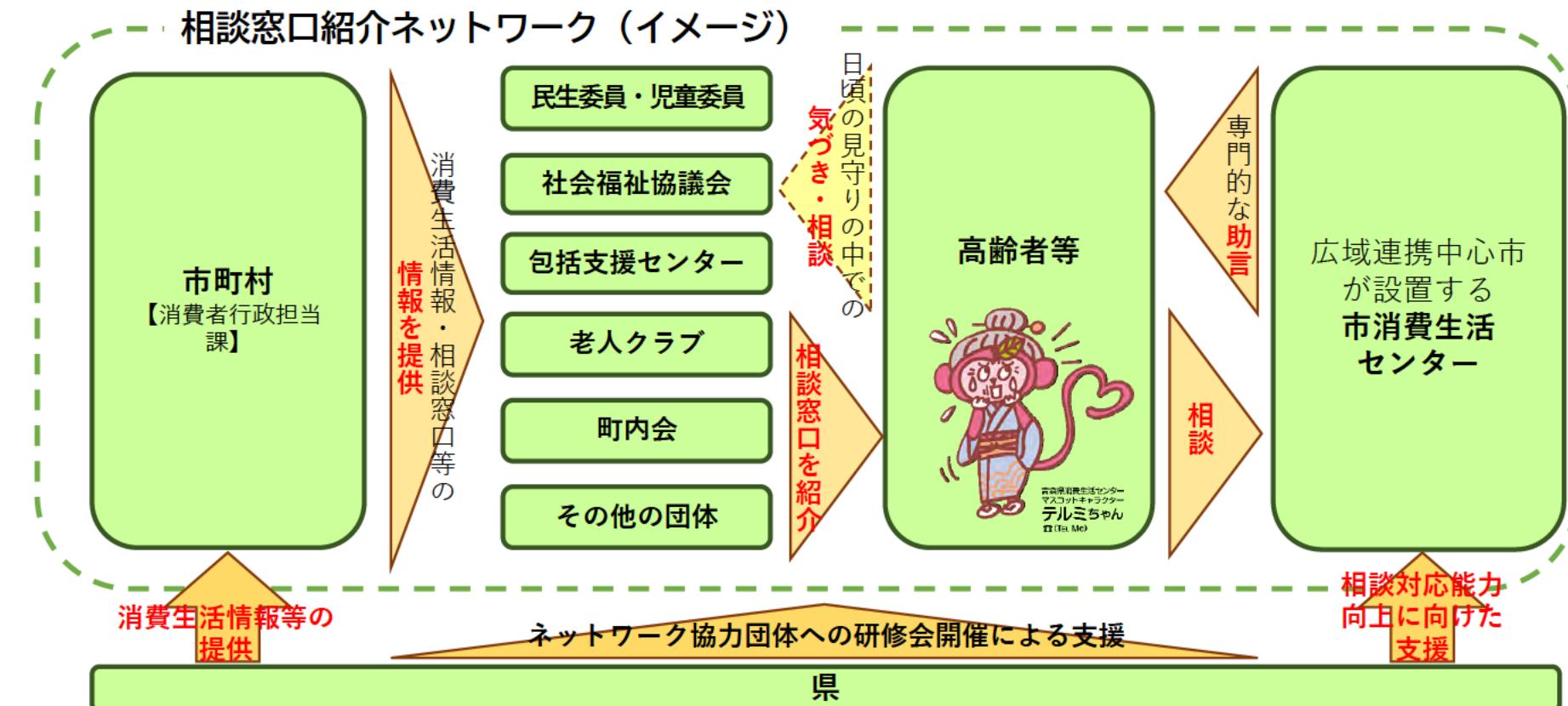
「青森県消費者トラブル防止ネットワーク」構成団体一覧
令和7年6月現在（41団体）

構成団体
■ 青森県弁護士会
■ 青森県司法書士会
■ 財務省東北財務局青森財務事務所
■ 日本司法支援センター青森地方事務所
■ 青森県金融広報委員会
■ 青森県警察本部警務部広報課
■ 青森県警察本部生活安全部生活安全企画課
■ 青森県警察本部生活安全部生活保安課
■ 青森県警察本部刑事部捜査第二課
■ 青森県経済産業部経済産業政策課
■ 青森県土整備部建築住宅課
■ 一般社団法人 青森県銀行協会
■ 一般社団法人生命保険協会 青森県協会
■ 一般社団法人 青森県損害保険代理業協会
■ 公益社団法人 青森県宅地建物取引業協会
■ 青森県住宅リフォーム推進協議会
■ 青森県生活協同組合連合会
■ 消費者信用生活協同組合
■ 公益財団法人 青森県暴力追放県民センター
■ 青森県長寿社会振興センター
■ 青森県運営適正化委員会
■ 青森県地域包括・在宅介護支援センター協議会
■ 青森県社会福祉協議会 青森県地域福祉権利擁護センター
■ 公益社団法人 青森県社会福祉士会
■ 公益財団法人 青森県老人クラブ連合会
■ 青森県交通安全母の会連合会
■ 青森県男女共同参画センター
■ 公益社団法人 青森県観光国際交流機構
■ (株)セブンイレブンジャパン
■ (株)ローソン
■ (株)ファミリーマート
■ 青森市民消費生活センター
■ 弘前市市民生活センター
■ 八戸市消費生活センター
■ 五所川原市消費生活センター
■ 十和田市消費生活センター
■ 三沢市消費生活センター
■ むつ市消費生活センター
■ 青森県交通・地域社会部地域生活文化課
■ 青森県消費者協会
■ 青森県消費生活センター

5 既存のネットワークを活用した消費者教育の推進

【参考】本県における高齢者等を地域で見守る体制づくりの取組（相談窓口紹介ネットワーク）

- 本県では、県独自の取組として、地域全体で高齢者等を見守る「相談窓口紹介ネットワーク」の構築を進め、平成30年度までに全市町村で構築
- 各市町村が、高齢者等を見守る団体（民生委員や社会福祉協議会など）と連携し、その活動中に消費生活に関する悩み等を聞いた場合は、消費生活センターを案内し、相談に結びつける仕組み
- 県は、このネットワークを消費者安全確保地域協議会へ移行するよう、各市町村に働きかけを行っている（県+28市町村移行済）



6 県内市町村における消費者教育に係る取組への支援

(1) 県内センター連絡会議の開催

- ・ 青森県消費生活センターとセンター設置市との連携・協働の推進を図るための会議を年2回開催
- ・ 相談業務のほか、消費者教育・啓発の実施状況についての情報共有



(2) 「相談窓口紹介ネットワーク」に係る市町村情報交換会の実施

市町村が構築した「相談窓口紹介ネットワーク」の効果を向上させるため、センター設置市を中心とした各圏域毎に、市町村担当者による情報交換会を実施

(3) 高齢者等の見守り強化に向けた啓発ポスター等の配布

公共施設・地域見守り関係団体・薬局・病院等に対し、ポスター及びチラシを作成・配布



(4) 出前講座の開催

市町村などからの依頼により講師を派遣し、消費生活に関する講座を開催

R 7作成チラシ